



熊本県公報

第 1 2 5 9 7 号
平成 29 年 2 月 21 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 救急病院の認定…………… (医療政策課) 1
- 救急病院の認定…………… (//) 1
- 三角港波多マリーナの指定管理者の指定…………… (港湾課) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 熊本北部流域下水道の指定管理者の指定…………… (下水環境課) 3
- 球磨川上流流域下水道の指定管理者の指定…………… (//) 3
- 八代北部流域下水道の指定管理者の指定…………… (//) 3

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 4
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 4

登 載 依 頼

- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (警察本部運転免許課) 4
- 熊本県道路交通規則第 4 1 条第 3 項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間の一部改正…………… (//) 17
- 自動車運転免許技能試験管の指定等に関する規則の一部を改正する規則…………… (警察本部運転免許試験課) 20
- 熊本県道路交通規則第 2 8 条の規定に基づき、運転免許試験、検査、再試験、限定の全部又は一部の解除の審査及び緊急自動車の運転資格の審査を行う場所、期日及び受付時間の一部改正…………… (//) 20

告 示

熊本県告示第 1 2 5 号

救急病院等を定める省令 (昭和 3 9 年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。
平成 2 9 年 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人蘇春堂球磨病院	人吉市上青井町 1 7 6 番地	平成 2 9 年 1 月 3 1 日から 平成 3 2 年 1 月 3 0 日まで
医療法人外山胃腸病院	人吉市南泉田町 1 番地	平成 2 9 年 1 月 3 1 日から 平成 3 2 年 1 月 3 0 日まで
球磨郡公立多良木病院	球磨郡多良木町多良木 4 2 1 0 番地	平成 2 9 年 1 月 3 1 日から 平成 3 2 年 1 月 3 0 日まで

熊本県告示第 1 2 6 号

救急病院等を定める省令 (昭和 3 9 年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。
平成 2 9 年 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国保水俣市立総合医療センター	水俣市天神町一丁目 2 番 1 号	平成 2 9 年 2 月 1 2 日から 平成 3 2 年 2 月 1 1 日まで
医療法人岡部病院	水俣市桜井町三丁目 3 番 3 号	平成 2 9 年 2 月 1 2 日から

平成 3 2 年 2 月 1 1 日 まで

熊本県告示第 1 2 7 号

熊本県港湾管理条例（昭和 4 1 年熊本県条例第 4 2 号）第 1 6 条第 1 項の規定により三角港波多マリナーの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
三角港波多マリナー	宇城市三角町三角浦 1 1 6 0 番地の 1 5 3	三角町漁業協同組合 代表理事組合長 田 代龍也	平成 2 9 年 4 月 1 日 から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

熊本県告示第 1 2 8 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 2 0 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
合同会社ファミリー 八代市清水町 2 番 9 4 号	訪問介護ファミリー 八代市清水町 2 番 9 4 号	4 3 1 1 0 0 3 0 3	平成 2 9 年 2 月 1 3 日	訪問介護

熊本県告示第 1 2 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 2 月 2 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	合志市大字野々島字永田 3 6 8 2 番 1 8 地先から 合志市大字野々島字八反畑 4 8 3 7 番地先まで	前	8.0 ～ 11.9	80.1	防交 安 全
			後	13.6 ～ 15.2		

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 2 月 2 1 日

熊本県告示第 1 3 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 2 月 2 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	----	--------------	--------------	----

一般国道	3 2 5 号	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立 6 1 6 番 2 地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字北小倉山 4 3 6 9 番 1 6 地先まで	前	8.1 ～ 60.7	2019.2	平成28年熊本地震による阿蘇大橋架け替え工事に伴うもの
			後	10.5 ～ 130.2	996.1	
				8.1 ～ 60.7	2019.2	

2 区域を変更する期日 平成 29 年 2 月 21 日

熊本県告示第 1 3 1 号

熊本県流域下水道条例（昭和 63 年熊本県条例第 38 号）第 1 1 条の規定により熊本北部流域下水道の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 2 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本北部流域下水道	熊本市中央区水前寺公園 2 8 番 4 3 号	九テク・熊環・熊エンジニアリング委託業務共同企業体 代表者 九州テクニカルメンテナンス株式会社 代表取締役社長 杉本陽児	平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 1 3 2 号

熊本県流域下水道条例（昭和 63 年熊本県条例第 38 号）第 1 1 条の規定により球磨川上流流域下水道の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 2 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
球磨川上流流域下水道	熊本市中央区水前寺公園 2 8 番 4 3 号	九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務共同企業体 代表者 九州テクニカルメンテナンス株式会社 代表取締役社長 杉本陽児	平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 1 3 3 号

熊本県流域下水道条例（昭和 63 年熊本県条例第 38 号）第 1 1 条の規定により八代北部流域下水道の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 2 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
八代北部流域下水	兵庫県西宮市池田町	日本管財環境サービ	平成 29 年 4 月 1 日

道	9 番 7 号	ス・三協エンジニア リンググループ 代表者 株式会社日 本管財環境サービス 代表取締役社長 降 矢直樹	から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで
---	---------	--	---------------------------

公 告

熊本県公告第 9 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 9 年 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字向野 1 6 5 6 番 2 1
1, 1 8 0 . 9 4 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区鶴羽田一丁目 1 2 番 2 4 号
有限会社菊南プラザ不動産

熊本県公告第 1 0 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 9 年 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下六嘉字百海 1 2 5 1 番 3
4 9 9 . 9 8 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字下六嘉字百海 1 6 9 9 番地 2
上田 純三

熊本県公告第 1 0 1 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 9 条の 2 第 1 項の規定により、県営中島地区（萱野換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して 1 5 日以内に審査請求をすることができる。
平成 2 9 年 2 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成 2 9 年 2 月 2 2 日から
平成 2 9 年 3 月 2 2 日まで
- 2 縦覧の場所 山都町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

登 載 依 頼

熊本県公安委員会規則第 1 号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成 2 9 年 2 月 2 1 日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則
熊本県道路交通規則（昭和 4 7 年熊本県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

(裏面)

ケ 安全運転管理者としての経歴	勤務期間	勤務所名	職名	ス 前安全運転管理者	解任年月日		
	(自) (年) (月) (日) (至) (年) (月) (日)				氏名		
	(自) (年) (月) (日) (至) (年) (月) (日)				解任事由	1 死亡	2 退職
	(自) (年) (月) (日) (至) (年) (月) (日)					3 転任	4 解任命令
	(自) (年) (月) (日) (至) (年) (月) (日)					5 その他 ()	
備考	1. 自動車台数の大型貨物欄の () 内は、いわゆる大型ダンプカーの台数を内数とし記入すること。 2. 大型自動二輪車 1 台又は普通自動二輪車 1 台は、それぞれ 0.5 台として計上し、() は、その実数を記入すること。 3. 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 4. ※印欄は記入しないこと。						
※ 講習・研修関係							
※ 記事							

別記様式第 1 0 号を次のように改める。

別記様式第 1 0 号 (第 1 7 条関係)

※ 整理番号		※		
警察署	副安全運転管理者に関する届出書			
	熊本県公安委員会 殿		年 月 日	
※ 決裁	ア 副安全運転管理者を (遷任、解任) したので 届出事項 (イエカコサシ) を変更 お届けします。		イ 届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 	
	住所 (所在地)		(電話 局)	
受理年月日	ウ 選任年月日	年 月 日	コ 名 称 (ふりがな)	
	エ 副安全運転管理者氏名	(ふりがな)	名称変更の場合 旧 名 称	
	オ 資 格	生年月日 (年 齢) . . (歳)	〒 □□□ - □□□□	
	イ 要 件	1 運転の管理 経験 1 年以上	2 運転の経験 期間 3 年以上	位 置 位置変更の場合 旧 位 置
	カ 職務上の地位	公安委員会の認定		安全運転管理者氏名
ケ	キ 副安全運転管理者が運転免許を持っている場合	免許の種類	業 種 別	
	ク 副安全運転管理者の勤務態様	免許年月日	1 官公署 2 会社等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸売・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他	
	勤務日勤 隔日 その他 ()	免許番号	サ 乗用 貨物 大型特殊 小型特殊 大自二 普自二 計	
	補助者の有無 なし あり (名)	交付年月日 年 月 日	管理する自動車台数・運転者数	
	交付公安委員会	交付公安委員会	シ 運転者数	
			免種別 1種 2種 1種 2種 1種 2種 1種 2種 1種 2種 大自二 普自二 小特 計	
			車検準備	

(裏面)

ケ 副安全運転管理者としての経歴	勤務期間	勤務所名	職名	ス 前安全運転管理者	解任年月日		
	(自) 昭 . . (昭) . .					氏名	
	(自) 平 昭 (平) 昭 . .					解任事由	1 死亡 2 退職
	(自) 平 昭 (平) 昭 . .						3 転任 4 解任命令
	(自) 平 昭 (平) 昭 . .						5 その他 ()
	(自) 平 昭 (平) 昭 . .						
備考	1. 自動車台数の大型貨物欄の () 内は、いわゆる大型ダンプカーの台数を内数とし記入すること。 2. 大型自動二輪車 1 台又は普通自動二輪車 1 台は、それぞれ 0.5 台として計上し、() は、その実数を記入すること。 3. 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 4. ※印欄は記入しないこと。						
※ 講習・研修関係							
※ 記事							

別記様式第 2 1 号の 3 を次のように改める。

別記様式第 2 1 号の 3 (第 2 6 条の 2 関係)

第 号

運 転 免 許 試 験 合 格 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日の 免許試験において道路交通法第97条
第1項の運転免許試験に合格したことを証明する。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

備

考

この証明書は、大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、
大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、
普通旅客車又は応急救護処置講習を受講する際講習申込書に添付し
てください。

この合格証明書の有効期間は合格した日から1年間です。

別記様式第 2 3 号を次のように改める。

別記様式第 2 3 号 (第 3 2 条関係)

臨時適性検査通知書

熊公委第 号
年 月 日

住 所

殿

熊本県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

拒 否
運転免許の 保 留 の処分を受けることとなりますので、御注意ください。
取 消 し
効力の停止

適性検査を行う理由となった認知機能検査の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備 考	

※ 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。

※ 診断書を提出する場合は、年 月 日までに、熊本県警察本部運転免許 課 係に提出してください。

※ この通知について、不明な点がある場合には、熊本県警察本部運転免許 課 係までお問い合わせください。

熊本県警察本部運転免許 課 係
住所 菊池郡菊陽町大字辛川 2 6 5 5 番地
電話 0 9 6 - 2 3 3 - 0 1 1 0 (内線)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 2 3 号の 8 の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第 2 3 号の 9 (第 3 2 条関係)

診 断 書 提 出 命 令 書

年 月 日

住 所

殿

熊本県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条第 1 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

- が拒否される
- 運転免許 が保留される こととなりますので、御注意ください。
- が取り消される
- の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命 ずる理由となった 認知機能検査の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、熊本県警察本部運転免許 課 係までお問い合わせください。

熊本県警察本部運転免許 課 係
住所 菊池郡菊陽町大字辛川 2 6 5 5 番地
電話 0 9 6 - 2 3 3 - 0 1 1 0 (内線)

別記様式第 3 7 号を次のように改める。

別記様式第 3 7 号 (第 4 2 条関係)

取消処分者講習受講申込書

熊本県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日生

Tel () -

携帯Tel () -



道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる講習を申し込みます。

欠格期間満了日	年 月 日																
取消時に取得していた免許の種類	第											第					
	一	大	中	準	普	大	大	普	小	原	牽 ^{けん}	二	大	中	普	大	牽 ^{けん}
種	型	型	中型	通	特	自二	自二	特	付	引	種	型	型	通	特	引	
交付公安委員会	公安委員会					希望する講習の車種					普	普	原				
											通	自二	付				
講習日	年 月 日 () ~ 月 日 ()																
講習場所																	
手数料																	
備考	次の該当する項目を○で囲むとともに、2については必要事項を記入してください。 1 免許の取消処分等を受けた後(免許の効力等により免許の取消処分等を受けなかった者にあつては、当該免許の失効等の後)、無免許運転は全くしていません。 2 年 月 日頃、無免許運転をしました。																

別記様式第 3 8 号を次のように改める。

別記様式第 3 8 号 (第 4 2 条関係)

停止処分者講習受講申込書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる講習を申し込みます。

行政処分通知書番号	熊警本達 第 号														
運転免許の保留、効力の停止、運転禁止の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間														
免 許 種 類															
	大	中	準	普	大	大	普	小	原	牽 ^{けん}	大	中	普	大	牽 ^{けん}
	型	型	中	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	二
手 数 料															

別記様式第 3 9 号を次のように改める。

別記様式第 3 9 号（第 4 2 条関係）

<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 大型車 中型車 準中型車 普通車 </div>	講習受講申込書 年 月 日 熊本県公安委員会 殿 住 所 氏 名 年 月 日生 道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習を申し込みます。
--	--

現に受けて いる免許	公安委員会名	公安委員会									
	交付年月日	年	月	日	-						
	免許番号	第									
	免許種類										
手 数 料											
備 考	申し込もうとする講習の種別（大型車・中型車・準中型車・普通車） に○を付けること。										

別記様式第 4 8 号を次のように改める。

別記様式第 4 8 号 (第 4 2 条関係)

初心運転者講習受講申込書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住 所
氏 名

年 月 日生

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に掲げる講習を申し込みます。

現に受けて いる免許	公安委員会名	公安委員会											
	交付年月日	年	月	日	—								
	免許番号	第											
	免許種類	準 中 型	普 通	大 自 二	普 自 二	原 付							
通知手数料													

別記様式第 4 9 号を次のように改める。

別記様式第 4 9 号（第 4 2 条関係）

	更新時講習 〓 特定失効者講習	受講申込書 年 月 日	
熊本県公安委員会 殿			
住 所 氏 名 年 月 日生			
道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習を申し込みます。			

現に受けて いる免許	公安委員会名	公安委員会													
	交付年月日	年 月 日 -													
	免許番号	第													
	免許種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 ^{けん} 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二
手数料															
備考	申し込もうとする講習の種別（更新時講習・特定失効者講習 に○を付けること。）														

別記様式第 5 0 号を次のように改める。

別記様式第 5 0 号（第 4 2 条関係）

	高齢者講習 特定失効者講習	受講申込書	
			年 月 日
熊本県公安委員会 殿			
		住 所 氏 名	
			年 月 日生
道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習を申し込みます。			

現に受けて いる免許	公安委員会名	公安委員会													
	交付年月日	年 月 日 -													
	免許番号	第													
	免許種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 ^{けん} 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二
手数料															
備考	申し込もうとする講習の種別（更新時講習・特定失効者講習 に○を付けること。）														

別記様式第 5 1 号を次のように改める。

別記様式第 5 1 号 (第 4 2 条関係)

違反者講習受講申込書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住 所
氏 名

年 月 日生

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に掲げる講習を申し込みます。

現に受けて いる免許	公安委員会名	公安委員会													
	交付年月日	年 月 日 -													
	免許番号	第													
	免許種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 ^引 _ん	大 二	中 二	普 二	大 特 二
講習手数料	-----														
社会参加 選 択 実車指導 選 択															
通知手数料															
備 考															

附 則
この規則は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

熊本県公安委員会告示第 3 号

平成 25 年 11 月 22 日熊本県公安委員会告示第 16 号 (熊本県道路交通規則第 41 条第 3 項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間) の一部を次のように改正し、

平成 29 年 3 月 1 2 日から施行する。

平成 29 年 2 月 2 1 日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

2 中 (3) を (5) とし、同 (2) の表の次に次の 2 表を加える。

(3) 準中型車講習 (普通免許を受けている者に限る。)

場所	期日	受付時間
大洋自動車学校 (玉名市向津留532番地)	水曜日	午前 9 時 20 分から同 9 時 50 分まで
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地4507番地 3)	第 2 火曜日	午後 0 時 40 分から同 1 時 00 分まで
八代自動車学校 (八代市井上町91番地)	第 2 木曜日	午後 0 時 30 分から同 0 時 50 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	木曜日及び金曜日	午後 0 時 30 分から同 0 時 50 分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川70番地 4)	第 3 月曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中2443番地 2)	第 2 及び第 3 木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで

(4) 準中型車講習 (普通免許を受けていない者に限る。)

場所	期日	受付時間
大洋自動車学校 (玉名市向津留532番地)	水曜日及び木曜日	午前 9 時 20 分から同 9 時 50 分まで
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地4507番地 3)	第 2 月曜日及び第 2 火曜日	午前 8 時 40 分から同 9 時 10 分まで 午後 0 時 40 分から同 1 時 00 分まで
八代自動車学校 (八代市井上町91番地)	第 2 水曜日及び第 2 木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで 午後 0 時 30 分から同 0 時 50 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	水曜日及び木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで 午後 0 時 30 分から同 0 時 50 分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川70番地 4)	第 3 木曜日及び第 3 金曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで 午前 9 時 30 分から同 9 時 50 分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中2443番地 2)	第 2 及び第 3 木曜日 並びに第 2 及び第 3 金曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで

6 中「及び中型免許」を「、中型免許及び準中型免許」に改め、同 (2) の表中阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地4507番地 3) の項の次に次のように加える。

八代自動車学校 (八代市井上町91番地)	第 2 及び第 4 土曜日	午後 0 時 30 分から同 1 時 00 分まで
-------------------------	---------------	---------------------------

6 中 (2) の表の次に次の 1 表を加える。

(3) 準中型免許に係る講習

場所	期日	受付時間
大洋自動車学校 (玉名市向津留532番地)	水曜日	午前 9 時 20 分から同 9 時 50 分まで
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地4507番地 3)	第 2 月曜日	午前 8 時 40 分から同 9 時 10 分まで
八代自動車学校 (八代市井上町91番地)	第 2 水曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで

八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川70番地 4)	第 3 木曜日	午前 9 時 30 分から同 9 時 50 分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中2443番地 2)	第 2 及び第 3 木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで

7 の表八代ドライビングスクール(八代市平山新町5338番地)の項中「火曜日」の次に「水曜日」を加える。

9 (1) の表及び同(2)の表中「指定された日」を「講習実施者が指定する日」に改める。

1 0 の表を次のように改める。

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
中央自動車学校 (熊本市中央区坪井六丁目10番 1 号)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
寺原自動車学校 (熊本市中央区壺川二丁目 3 番 78 号)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
上熊本三陽自動車学校 (熊本市西区上熊本三丁目26番 3 号)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
三陽自動車学校 (熊本市西区田崎二丁目 1 番 11 号)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
熊本ドライビングスクール (熊本市北区楠六丁目 6 番 25 号)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
大洋自動車学校 (玉名市向津留532番地)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
大洋第二自動車学校 (玉名市築地761番地)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
荒尾自動車学校 (荒尾市川登1801番地 2)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
荒尾第二自動車学校 (荒尾市万田947番地 1)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
菊池自動車学校 (菊池市木柑子1427番地)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
城北自動車学校 (菊池市泗水町吉富300番地39)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
菊陽自動車学校 (菊池郡菊陽町大字原水1430番地)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地4507番地 3)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
熊本バス自動車学校 (上益城郡御船町大字木倉215番地 1)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
矢部自動車練習所 (上益城郡山都町千滝441番地)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
熊本南自動車学校 (宇土市松山町2300番地)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
八代自動車学校 (八代市井上町91番地)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
八代ドライビングスクール (八代市平山新町5338番地)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
水俣自動車学校 (水俣市山手町一丁目8番 1 号)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
人吉自動車学校	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間

(人吉市鶴田町875番地)	る日	
多良木自動車学園 (球磨郡多良木町黒肥地310番地)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
中球磨モーター・スクール (球磨郡あさぎり町免田西381番地)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川70番地4)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中2443番地2)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
牛深自動車学校 (天草市久玉町南神鳴子5532番地)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
亀の井自動車学校・竹田 (大分県竹田市大字植木740番地)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間
日田自動車学校 (大分県日田市桃山町2441番地)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間

熊本県公安委員会規則第3号

自動車運転免許技能試験官の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 29 年 2 月 21 日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

自動車運転免許技能試験官の指定等に関する規則の一部を改正する規則

自動車運転免許技能試験官の指定等に関する規則（平成 6 年熊本県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「試験」を「技能試験」に、「用いられている」を「用いられる」に、「自動車に係る免許」を「自動車を運転することができる免許」に改め、「普通自動車」の次に「準中型自動車」を加える。

別表基礎教養の項中「取扱」を「取扱い」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

熊本県公安委員会告示第4号

平成 14 年 5 月 24 日熊本県公安委員会告示第 9 号（熊本県道路交通規則第 28 条の規定に基づき、運転免許試験、検査、再試験、限定の全部又は一部の解除の審査及び緊急自動車の運転資格の審査を行う場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

平成 29 年 2 月 21 日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

1 中「第 89 条第 2 項」を「第 89 条第 3 項」に、「及び規則第 18 条の 4」を「若しくは道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 18 条の 5」に、「全部又は」を「全部若しくは」に、「並びに道路交通法施行令」を「又は道路交通法施行令」に、「第 32 条の 2 第 4 号」を「第 32 条の 3 各項、第 32 条の 3 の 2 各項」に、「及び第 32 条の 5」を「若しくは第 32 条の 5 各項」に改め、1（1）の表以外の部分中「中型免許」の次に「準中型免許」を、「中型仮免許」の次に「準中型仮免許」を、1（1）の（注）中「中型免許」の次に「準中型免許」を加える。